2025 年度

自　己　点　検　評　価　書

大阪行岡医療大学

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．学園の創設

大阪行岡医療大学を設置する学校法人行岡保健衛生学園(以下、「本学園」という。)の創設は、1932 年に大阪接骨学校として認可され、翌年に大阪接骨学校を開校したことを起源としている。また、大阪接骨学校の実習先として、1934 年には大阪接骨学校附属行岡外科病院(現在の行岡病院)を開設した。

本学園創設以来、現在に至るまで 93 年にわたり、社会の要請に応える医療技術の人材を育成してきた。現在は行岡医学技術専門学校において看護師、歯科衛生士を養成し、大阪行岡医療専門学校長柄校において診療放射線技師、臨床検査技師、鍼灸師の養成を行っている。理学療法士に関しては、1970 年より専門学校として養成してきたが、社会の要請に応えるべく 2012 年に大阪行岡医療大学を開学し、大学教育をスタートさせた。本学園のこれまでの卒業生は 2 万人を越え、卒業生の多くは医療機関、行政機関、教育機関等でその中核として活躍している。

２．建学の精神・大学の基本理念

本学園の建学の精神は、「協同」である。

これは昭和 7 年に本学園を創設された初代理事長行岡忠雄博士による「医療は多くの医療技術者との多職種連携により、初めて成り立つものである。」との考えに基づくものである。

現代ではこれは「チーム医療」として置き換えられている考え方である。

各学科においてはこの建学の精神を基に、優れた医療技術者養成を目指して日々学生教育に精励している。

大阪行岡医療大学においても、これに基づいて「幅広い専門知識、技術を修得し、且つ医療及び社会に対して豊かな適応力を有し、加えて探究心を継続できる心を持った医療人を育成すること。」をその教育理念として掲げている。

３．使命・目的

医療技術者を目指す学生に対し、幅広い専門知識や技術の修得を通して、適応力豊かな医療人を育成することを教育理念としている。

また、次の項目を教育目標としている。

① 将来、理学療法士として世界に通用するリーダーの育成
② 他の学生との協調を図り、互いに意見を尊重する姿勢の育成
③ 他者とのコミュニケーション能力の向上

４．本学の個性・特色

本学園では、社会状況及びリハビリテーション医療の必要性に鑑み、理学療法士及び作業療法士法が施行された直後より理学療法士育成に取組み、1970 年には日本医学技術学校リハビリテーション科を開設した。1976 年に専門学校としての認可をうけ、行岡医学技術専門学校に校名変更し、平成 5 年には行岡リハビリテーション専門学校とし、理学療法士養成施設としての社会的役割を十分に果たしてきたと考える。しかし、医療はますます高度になっており、幅広い教養や更に多様な課題を解決する能力が求められてきていることから、2012 年に大阪行岡医療大学医療学部理学療法学科を開設するに至った。理学療法士養成を大学教育として始めてから、14 年目を迎えているが、日本の理学療法士養成の創設期より教育に取り組んできている。

建学の精神に掲げている『協同』のスローガンのもと、行岡病院との強力な連携体制と学生に対する教育体制の充実を図っている。具体的には、行岡病院の医師による直接的な指導や入学早期からのリハビリテーション現場見学により、日進月歩の医療状況を反映した内容の授業を展開している。そして、行岡病院は教員及び学生の研究活動の基点の役も担っている。

また、本学は理学療法学科の単科大学であるため、全教員が理学療法を理解し意志を統一して教育に当たっている。ほとんどの教員が医学・医療の専門家であり、医師・理学療法士等の資格を有していることも強みとなっている。そして、学生数が少ないため、質問や相談その他の交流においても教職員と学生とは身近な環境下にある。

在学中より医療専門家及び医療提供施設と深く関わることができ、実践力に重点を置いて教育・研究に取り組むことを特色としている。

Ⅱ．本学の現況

１．学部

医療学部　理学療法学科

２．学生数、教員数、職員数

学生数(休学を含む)(2025 年 5 月 1 日現在)

学部・学科	入学定員	収容定員	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
医療学部 理学療法学科	80	320	20	33	41	53	147

教員数(2025 年 5 月 1 日現在)

教授	准教授	講師	助教	助手	合計
9	3	5	0	0	17

職員数(2025 年 5 月 1 日現在)

専任職員	派遣職員	合計
2	2	4

専任職員の 1 名は本部職員

Ⅲ. 自己点検評価

1. 使命・目的について

(1) 学内外への周知

使命・目的は学則第１条に「本学は、行岡保健衛生学園の建学の精神「協同」ならびに教育理念である「適応力豊かな医療人育成」のもと、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広い分野の知識と深く専門の学術を教授研究するとともに、医療の専門教育を行い、医療専門職を養成し地域医療の発展に貢献することを目的とする。」と定めており、大学ホームページやキャンパスガイドに掲載して学内外への周知に努めている。

(2) 中期的な計画への反映

本学の使命である「医療専門職を養成し地域医療の発展に貢献する」との事項について、中期計画に学生に対する学修支援・学生生活の支援・経済的支援の強化を掲げている。また、地域貢献の充実と拡大については茨木市及び大阪府との地域連携を深め、地域医療の発展に貢献する計画である。

(3) 三つのポリシーへの反映

使命・目的は学則第１条に定めるとおり、医療専門職業人の育成である。

これに対し、アドミッション・ポリシーでは、「理学療法士をめざす動機や志望意欲を持った人」を掲げている。また、カリキュラム・ポリシーでは「医療人としての基礎能力の修得から理学療法士としての臨床能力の修得へ」と掲げている。そして、ディプロマ・ポリシーでは、「基本的理学療法を実践するために、（中略）安全かつ効果的な治療手段などの基本的な知識を活用する」「基本的理学療法を実践するために、（中略）基本的な評価および治療を安全かつ効果的に実施」と掲げている。これらのことから、本学の使命は３つのポリシーに反映している。

(4) 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的は医療の専門職業人の育成である。それに対し、教育研究組織としては、「医療学部　理学療法学科」を設置している。

(5) 変化への対応

従前の学則での使命・目的の記載は『医療学部理学療法学科は、理学療法学に関する教育・研究を行う。現代社会において、疾病や介護状況は、多様化・複雑化しており、身体的健康維持・増進とリハビリテーション医療に携わる理学療法士にとって、より高度で多様な医療技術を身につける必要がある。運動療法や温熱・電気等の物理療法を行いながら機能回復を図り、身体機能低下に対応できる高い知識と技術を持った理学療法士を養成し、地域医療の発展に貢献することを目的とする。』としていた。しかし、具体的な標記であることから、日々進歩する医療現場の状況やそれらに人材を輩出する教育現場での内容と齟齬が生じるため、『本学は、行岡保健衛生学園の建学の精神「協同」ならびに教育理念である「適応力豊かな医療人育成」のもと、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広い分野の知識と深く専門の学術を教授研究するとともに、医療の専門教育を行い、医療専門職を養成し地域医療の発展に貢献することを目的とする。』と 2024 年 12 月改正し、2025 年 4 月 1 日より適用している。

（6）成果が出ている取組み、特色ある取組み

将来は保健・医療・福祉に携わる理学療法士を目指して入学した学生に対し、目標確認及び意欲の向上を１つの目的として、1 年次に「キャリアセミナー」を必修科目としている。その中で、関連施設である行岡病院で医療現場を見学体験している。2 年次には外部施設で１週間の「臨床体験実習」を行ない、身につけなければならない知識・技能・態度を確認している。3 年次の「理学療法総合演習Ⅱ」では学内で修得した知識・技能の活用を体験するため、行岡病院において学生がグループで患者様と接する機会を設けている。また、3 週間の「臨床評価実習」を外部施設で行っている。4 年次には 7 週間の「臨床総合実習」を外部施設で 2 回行っている。

理学療法士をめざす動機や志望意欲をもって入学した学生に対して、基礎能力の修得から理学療法士としての臨床能力の修得へと現場での学修を各学年に取り入れ、3 つのポリシーをつなげている。

また、医師資格、理学療法士資格をもつ専任教員は行岡病院等で定期的に臨床にかかわって授業内容に反映させている。

（7）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学則第１条の「…医療専門職を養成し…」は「…医療専門職人を養成し…」が適切な表現であると 2025 年度の認証評価時に意見を頂いたので、学則変更の手続きを進めた。

学生満足度調査結果から大学卒業後の目標は明確に持っているが、入学前には本学の教育理念や建学の精神についての理解が乏しい。

全国共通模擬試験では得点は全国平均よりやや低く、特に得点が低い分野がみられた。

（8）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

建学の精神「協同」についての認知度は、学生満足度調査結果からも高いものではないと判断できる。入学後に知ったという学生が多い現実があるため、入学前教育から入学後のオリエンテーションを通じて、建学の精神を伝える機会を増やしていく。また大学ホームページ、学生募集要項、キャンパスガイドにおいても現在明示されているが、引き続きわかり易い表現として継続していく。

国家試験対策を念頭におき、特に基礎医学の習得を強化するために、１年から４年まで必修科目の追加を検討し、2026 年度より実施することにした。

２．内部質保証

（1）内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

2024 年 12 月に「大阪行岡医療大学内部質保証の方針」を教授会にて決定し、「内部質保証の目的」」「内部質保証の推進に責任を負う組織」「大学全体及び各部門における自己点検・評価」を定めている。自己点検・評価委員会がその責務を担っている。

（2）内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「内部質保証の方針」「自己点検・評価実施規程」に基づき、教員、学科（学部）、全学的なレベルで行っている。

教員においては授業アンケート、学生生活においては学生満足度調査を実施し、自己点検および学生の要望の把握に努めている。また、大学1階に学生意見箱を設置し要望を学生が発信できる仕組みを作っている。入学時・卒業時にもアンケートを実施し、学生の動向や、卒業まで在籍した学生からみた大学についての調査も行っている。

自己点検評価委員会において集計・分析し、教授会にて報告されるとともに、学内設置の該当委員会へ検討事項等を諮問している。また、結果は庶務連絡会を設けて教職員全体で共有を図っている。

（3）IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

近年各大学ではIR室等の独立した組織を設立しているが、本学の規模・人員から独立した組織を設置するよりその機能を自己点検・評価委員会で担う方が実質的と考え、データの収集・分析を目的にIR部門を設けている。収集したデータは自己点検・評価の際に活用するだけでなく、学校運営の方針決定にも活用できる仕組みとしている。

（4）学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見・要望の把握については、授業においては授業アンケート、学生生活においては、学生満足度調査を実施し、要望の把握に努めている。また、図書館前に学生意見箱を設置、都度要望を学生が発信できる仕組みを作っている。入学時・卒業時にもアンケートを実施し、学生の動向や、卒業まで在籍した学生からみた大学についての調査も行っている。

アンケートの結果については、自己点検・評価委員会内で集計・分析後、対応策を検討している。教授会には該当委員会より報告を行い（授業アンケートはFD委員会、学生満足度調査については学生委員会）、学内での共有を行っている。学生意見箱は定期的に事務局が確認し、意見があった際には、学長（副学長）を通じて自己点検・評価委員会にて要望内容の確認と方針について討議を行う。その後、回答を作成し、方針を掲示することとしている。

学生の意見・要望等を踏まえ、2025年度にはトイレ改修工事を行った。また、学生アルバイトについて検討し、2026年度より大学内清掃、大学行事、授業準備などで学生を採用することとした。

（5）学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

リハビリテーション教育評価機構・日本高等教育評価機構の定期的な審査を受けることにより、学外からの評価を受け、その結果を元に改善を図っている。

2024年度に一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の審査を受けている。2025年度は日本高等教育機構の認証評価を受審した。結果は学内で共有するとともに学外にも公表している。

（6）内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

教員、学科、事務局を含めた大学レベルで、自己点検・評価を行い、PDCAサイクルの実現につなげている。

教員レベルでは担当科目につき、自己評価とともに、学生による授業アンケート結果に基づく授業改善計画を作成し、次年度の授業改善を行っている。

学内には、13の委員会を設置し、学修および学生生活、さらには研究活動についての

検討を行なっている。授業改善については、FD 委員会が中心となり、研修、および授業参観の機会を作り、授業の質を上げる取り組みと他者評価の機会を設けている。学生生活については、学生委員会を中心に担任による定期的な面談や、学生満足度調査や入学生・卒業生アンケートを実施し、学生の要望・声を吸い上げる取り組みを行っている。さらに、教務委員会が中心となり、学生の学習が進むための授業編成や、学習の遅れがみられる学生への補講等の計画を立案し、学習成果の改善に努めている。

それぞれで確認された課題は学科内、該当する各委員会、自己点検・評価委員会にて検討ののち、必要なものは教授会にて審議され、改善方策の実行を行っている。各委員会は、各年度で活動報告を作成し、大学レベルでは、教育実績に基づく自己点検・評価をまとめ、定期的に外部評価を受けることで、改善を図っている。

（7）成果が出ている取組み、特色ある取組み

内部質保証のための自己点検・評価を通じて、PDCA サイクルの仕組みを取り入れることにより、改善すべき事項を検討し、次年度の授業改善や補講の計画立案などを行い、学習成果をあげることができ、国家試験合格に寄与することができた。

（8）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

授業アンケート分析、学生満足度調査分析、在籍者と退学者の成績分析などにより、退学抑制、国家試験合格率の向上には基礎医学の学習支援が必要であることが確認できた。

2025 年度の日本高等教育機構の認証評価を受け、2026 年 3 月に以下の評価が示された。

〈改善を要する点〉

- 大学の「自己点検・評価実施規程」に基づいた自己点検・評価が定期的に実施されていない点は改善を要する。
- 学生募集や教員の確保、法令の遵守について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が不十分であるため、早急に改善が必要である。
- 大学全体の収容定員充足率は 0.5 倍未満であり、抜本的な改善が必要である。
- 専任教員数について大学設置基準で定める必要教員数を 4 人、教授数では 2 人不足しており、改善を要する。
- FD 委員会規程では、学科長、専任教員、事務職員が委員とされているが、現状では、ごく一部の専任教員のみで構成されているため、FD 委員会の体制整備については、早急に改善が必要である。
- SD に関連する規則及び体制を整備しておらず、主体的な SD 研修活動の計画・検討がされていないため、早急な改善が必要である。
- 寄附行為の変更にかかる審議の理事会を書面開催していることは改善を要する。
- 評議員会について、寄附行為では理事会において会議の目的・場所・議題を定め、評議員に対し 1 週間前までに通知しなければならないと定められているが、理事会で会議の日程や議題等を定められていないことについて改善を要する。
- 学則変更において、理事会の決議を得ずに行われていることは改善を要する。
- 寄附行為の変更にかかる審議の評議員会を書面開催していることは改善を要する。
- 大学運営において、法令及び寄附行為に反する事例が散見しており、監事が理事

会等の執行状況を適切に監査することによる未然防止の観点から、監事の職務遂行状況を検証するとともに、監査体制の見直し及び監査機能の強化について改善を要する。

〈参考意見〉

- 保健室において、有資格者の教員が必要に応じて対応することとしているが、看護師等の常駐スタッフの配置が望まれる。
- 学修成果の把握・評価について、就職先へのアンケート等多様な尺度に基づいたアセスメント・ポリシーを定めた上で、評価の実施・分析を行うことが望まれる。
- 評議員の報酬や評議員名簿が公表されておらず、「情報公開規程」も 2011 年 3 月 1 日以降改正がないなど、私立学校法に対応していないことは改善を要する。
- 「学校法人行岡保健衛生学園 経理規程」について、2015 年度以降の学校法人会計基準の変更に対応できておらず、現行の基準に則した内容へ改正するよう早急な改善が必要である。
- 自衛消防訓練及び避難訓練を実施しておらず早急な対応が望まれる。
- 監査報告書において、理事の業務執行状況に関する監査の状況が確認できないため、当該事項についての適切な記載が望まれる。
- 監査報告書の宛先に評議員会が含まれていないため、今後は対応が望まれる。
- 監事による監査の実績が分かる記録を残すことが望まれる。
- 定員が充足していないため、大学では学生生徒等納付金が確保されておらず、中期の財務計画もないため、教育の質を保証するという観点からも財務計画の策定が望まれる。

〈優れた点〉

- 低学年を対象とした「ゼミナールⅡ」では課外学修として基礎学力の補習を行い、学生の学びを促進することを目的として学修方法や基礎科目を教示していることは評価できる。

(9) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

退学抑制、国家試験合格率の向上のための基礎医学の学習支援が必要であることから、カリキュラム改正、ゼミ内容などを検討し、2026 年度より実施することとした。

認証評価の意見に対して

- 大学の「自己点検・評価実施規程」に基づいた自己点検・評価を 2026 年度(2025 年度分)より単年度毎に実施し、公表することとした。
- FD 委員会規程に則り、FD 委員体制を 2025 年 10 月に改善した。
- 学修成果の把握や学生動向を継続的に調査するため、2025 年度卒業生から就職先へのアンケートを実施し、状況の把握に努めることとした。
- アセスメント・ポリシー案を検討し、2026 年度より施行の予定である。

その他の事項については、2026 年度以降に日本高等教育機関と協議をしながら改善に取り組むこととした。

3. 学生

（1）学生の受入れ

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、教授会審議により策定されており、学則第１条に定めた使命・目的に従い「理学療法士をめざす動機や志望意欲」を掲げている。また周知においては、大学ホームページ、大学案内、キャンパスガイド、入学試験要項に掲載しており、オープンキャンパスや進学ガイダンスでは直接的に受験生にも周知するように努めている。

〔アドミッション・ポリシー〕

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

1. 人に対する関心や思いやりがある人。
2. 入学後に学ぶ学問領域に興味を持ち、自ら積極的に学ぶ姿勢・態度を有している人。
3. 学生として学業に誠実に取り組もうとする人。
4. 理学療法士をめざす動機や志望意欲を持った人。
5. 自己および他者の心身の健康に気を配れる人。
6. 自身の長所を活かすことができる個性豊かな人。

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜試験は、総合型選抜、学校推薦型選抜（学科試験型・小論文型）、および一般選抜（学科試験型・小論文型）により構成されている。これら選抜試験の方法は、事務局が作成した原案を基に入試委員会において審議・決定される。アドミッション・ポリシーに沿った能力を有する学生を受け入れるため、本学ではすべての入試日程において面接試験を必須としている。面接試験では、受験者に対して「理学療法士志望の動機」および「医療・社会面への興味」に関する口頭試問を行い、専門領域に対する関心の度合いを評価している。これらに加え、「自己紹介」の記述内容や面接時の「態度」の観察を通じ、受験生の人柄や他者への関心についても多角的に評価を行っている。さらに、総合型選抜においては、面接試験に加えて自己 PR シートの提出を課している。受験生は「自己プロデュース型（理学療法士への熱意や将来像）」または「特技・スポーツ型（高校生活における活動実績）」のいずれかを選択し、これにより個性や高校生活での努力を多面的に評価している。この一連の評価手法により、アドミッション・ポリシーが掲げる学生像に合致した、多様で豊かな人材の確保に努めている。受験生がアドミッション・ポリシーを十分に認識した上で試験に臨めるよう、受験の手引きである「入学試験要項」の冒頭には必ずアドミッション・ポリシーを明記し、周知を図っている。最終的に、卒業生のほぼ全数が理学療法士として医療現場へ就職しているという現況に鑑みれば、本学の入学者選抜制度はアドミッション・ポリシーに沿った形で適切かつ有効に機能しているものと評価できる。

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

2025 年度の入学者数は 20 名（定員 80 名、定員充足率 25.0%）にとどまり、大学運営における最重要課題となっている。入学者数は前々年度より継続して減少傾向にあり、この現状を打破するための早急な改善策の実施が求められている。本学では、大学ウェブサイトを通じた情報発信はもとより、高等学校への訪問や進学ガイダンスへの参画を強化してきた。そこでは、高校教員や受験生に対し、大学の特色や入試制度に関する丁寧な説明に努めるとともに、SNS を活用した在学生の学生生活情報の配信など、多角的な広報活動を展開している。前年度の学生募集における最大の課題は、広報媒体の初動の遅れであった。具体的には、大学パンフレットおよび入試要項の完成が遅延したことに加え、ウェブサイトの改修作業に時間を要した結果、上半期における情報提供が遅れる事態となった。この情報発信の遅滞は、オープンキャンパス（以下、OC）参加者数の伸び悩みへと直結し、最終的な受験者数の減少を招く要因となったと推察される。上記反省を踏まえ、今年度は広報活動の早期化（前倒し）を徹底した。2025 年度の広報資料およびウェブサイトの運用を 4 月期から一斉に開始した結果、5 月期時点での OC 来場者数は前年度を上回る推移を示した。最終的に 2026 年 3 月までの通期 OC 参加者数は 124 名に達し、前年度の 111 名をわずかに上回る成果を得た。過去 2 年間における OC 参加者数と最終的な入学者数の関係性を分析すると、OC 全参加者のうち入学者に至った割合（全体転換率）は、2024 年度が 18.0%（111 名中 20 名）、2025 年度が 15.3%（124 名中 19 名）であり、およそ 15%～18%のレンジで推移している。一方、ターゲット層である高校 3 年生の参加者に限定すると、入学者への転換率は 2024 年度が 29.4%（68 名中 20 名）、2025 年度が 29.2%（65 名中 19 名）となり、「3 年生参加者の約 29%が最終的に入学する」という極めて安定した相関関係が見出された。近年の厳しい募集実績を鑑み、次年度より収容定員を 40 名へと適正化（減員）する方向で検討されている。新定員 40 名の確実な充足を目指すにあたり、上述した 3 年生の入学者転換率（約 29%）を基準として逆算すると、高校 3 年生だけで 140 名の OC 動員が必要となる。また、全体の動員推移を考慮すると、前年度実績で急増した 1・2 年生などの低学年層も含め、年間 270 名規模の総参加者数を目指すことが、定員充足を確実にするための数値目標となる。2026 年度の広報活動においては、今年度成果のあった広報の早期化を継続し、年間 270 名（うち 3 年生 140 名）という明確な数値目標の達成に向けて動くと同時に、動員した参加者を確実に志願者・入学者へと育成するため、OC プログラムの「質の向上」が不可欠である。大学の持つ教育的魅力を高校生にしっかりと訴求し、転換率の維持・向上を図ることで、新定員 40 名の早期安定確保を目指す。

表．過去 2 年間のオープンキャンパス（OC）学年別参加者数と入学者数の推移および転換率

年度	1 年生	2 年生	3 年生	合計 参加者数	入学者数	全体 転換率	3 年生 転換率
2024 年度	5 名	38 名	68 名	111 名	20 名	18.0%	29.4%
2025 年度	24 名	35 名	65 名	124 名	19 名	15.3%	29.2%

（2）学修支援

① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学生が適切な教育環境で教育を受けることを支援するため、学生に対する学習支援体制を教員と事務局とで連携し実施している。

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーが明確になっており、教職員一同、これらのポリシーを実現するために、学習及び授業の支援をしている。次のようにクラス担任制等の体制を整え、学修支援にあたっている。

1）クラス担任制

クラス担任制度を設けて、クラスごとに理学療法士である教員を含め、複数の教員を担任として配置している。クラス担任は学期開始時に、個別面談を実施し、各々の学生生活、学習態度及び成績等の把握に努め、学生生活や学習進行の相談指導を行っている。面談等で得られた情報のうち、学生指導や授業運営に必要な事項に関しては、学科内で共有し活用している。必要に応じて、学生の届け出等の窓口となっている事務職員とも情報交換する。これらの支援体制は、留年者や休学者についても同様である。更に退学率の抑制については、大学全体の重要課題の 1 つとして捉えており、クラス担任制度や個別面談等は、これらの問題を早期発見、早期解決するために、重要な役割を持っている。

2）障がいのある学生への配慮

障がい等のある学生支援に関して、学生相談室や学習支援室の利用や、必要に応じて合理的な配慮を提供するなどのサポートもしている。

3）オフィスアワー制度

オフィスアワー制度を設け、学生、教職員に周知している。授業時間帯だけでなく、学生が教員を訪問しやすい昼休みや授業終了後にも設定し活用を促している。

4）保護者との連携強化

学修支援は学内の対策のみにとどまらない。学生をもっとも身近に、また親身に支援できるのは保護者であるとの考え方から、保護者との連携を強化している。保護者との連携強化の一環として毎年 5 月に保護者会を実施している。具体的には、保護者に教育目標・教育内容等についての理解を得る機会を設定し、懇談あるいは個別面談の機会に学習進行状況を説明している。保護者との面談は保護者会時のみではなく、希望や必要に応じて臨機応変に対応している。

5）入学前教育

具体的な学習及び授業支援の第一歩として、入学前教育を実施している。内容は、コミュニケーションの一環として自己紹介から始め、4 年間共に学ぶ仲間との関係づくりからスタートする。そして、1 年前期で学ぶ基礎科目の学習の取り組み方を学び、学習習慣の定着化を図る取り組みをしている。

6）学修支援体制

学修支援に関しての取り組みについて、低学年（1、2 年生）を対象としたゼミナールを開講している。ゼミナールは基礎学力の補習をし、成績不良による留年や退学を防止することを目的に実施している。また、学習支援室を開室している。学習支援室は授業に関する個別相談を受け付けており、「授業についていけない」「勉強の方法について」など学習への取り組み方をアドバイスしている。そして授業内容で理解できなかった部分を個別で対応することも支援している。さらに、学生からの質問や相談に対して、個別に、迅速に対応するため、専任教員はメールアドレスを研究室前に公開している。

7）出席管理体制

科目担当教員が毎授業時に出席表等で出欠状況を確認し、15 回授業の場合、4 回欠席が確認された時点で科目担当者から該当学生へ注意喚起の連絡をする。5 回欠席した時点で事務から保護者に郵送にて連絡するシステムを運用している。該当学生にはクラス担任からの注意喚起と同時に、定期試験の受験資格、つまり履修の評価を受ける資格は、講義・演習については授業の 3 分の 2 以上、臨床実習については 8 割以上満たすことが義務付けられており、大阪行岡医療大学医療学部の授業科目履修認定方法及び学習の評価・単位認定・進級・卒業に関する規程で定められていることを確認している。また、これらを年度当初の学生ガイダンスでも説明し、キャンパスガイドに掲載して学生に周知している。

8) 学習支援委員による支援

学習支援委員会と事務局が連携し、様々な事情により学修上の課題を抱えた学生に対する支援を行っている。学習支援委員会では、学習支援計画の策定及び支援計画に基づく支援を実施している。対象となる学生は 2 種類となり、学力不振の問題を抱えた学生と障がいのある学生である。

前者は、従来から行ってきた支援であり、具体的には支援対象の学生に対し担任を含め複数の教員が、当該学生の状況に応基礎学習の補強、学習習慣の定着、生活習慣の定着、レポートの書き方等の学修技術の支援、臨床実習の困りごと悩み相談を行っているものである。また、学習支援室を開室しており、授業に関する個別相談を受け付けており、「授業についていけない」「勉強の方法について」など学習への取り組み方をアドバイスしている。また授業内容で理解できなかった部分を個別で対応することも支援している。事務局では履修状況や授業出席状況等個々の学生の状況・課題を把握しており欠席数が一定数を超えると、学生や保護者に対し注意・警告を文書にて行っている。

後者の障害のある学生への支援に対しては、障がい者差別解消法に基づき、先行大学の状況等も調査し、取扱いなどを検討・整備した結果、2024 年度より合理的配慮を必要とする学生への対応フローや配慮申請書を教授会審議・決定し、導入することが出来た。既に、該当学生への面談・申請を経て合理的配慮決定通知を交付し、出席できなかった授業に関する配慮も実施している。

② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、大学院を設置していないため、TA 制度は設けていないが、学修支援を目的とし

た SA 制度については、2024 年 12 月 4 日開催教授会にて「大阪行岡医療大学スチューデント・アシスタント実施要項」の承認を受け、実施体制の整備を行った。

2024 年度については、SA を活用した学修支援は行っていないが、今後実技科目を中心に運用を開始していく。

（3）キャリア支援

① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では 1 年次の配当科目であるキャリアセミナーを通じて、1 年生からキャリア教育を実践している。教育方法の工夫としては、前期で福祉機器展の見学を実施している。また、後期では行岡病院の半日実習を体験させ現場における理学療法士の働きをみて職業を再認識させ、意欲向上に努めている。

② キャリア支援体制の整備

求人情報は学生委員会の就職担当者が中心となり担任も随時補助する形で、学内の 4 年生教室内の掲示板とキャリア支援室のファイル、学内のクラウドコンピューターシステムの中の共有フォルダで提供している。就職相談は就職担当教員や最終学年次の担任があたっている。卒業生や在校生の行った施設見学や就職試験の報告書は整理され、学生の求めに応じてその情報を提供している。7 月の下旬にはハローワークによる就職支援講習会を実施し、一般的な就職活動マナーの指導を受けている。オンライン就職説明会を催して合計約 50 施設の説明を聞く機会を持っている。就職担当教員は、随時履歴書の書き方、電話の応対、面接試験の模擬場面での練習等のサポートを行っている。

現在まで医療、介護、福祉施設への就職希望者が大半であるが、専門学校への進学希望者、一般企業への就職希望者に対しても就職担当者から紹介しサポートのできる教員との相談の場を設けている。

就職状況については国家試験に合格した就職希望者で理学療法士としての就職率は100%である。

（4）学生サ-ビス

① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援としては1)クラス担任制・実習担当者制、2)大学事務局、3)学生向け研修会等の開催、4)学生相談室、5)保健室、6)ハラスメント窓口、7)休学者支援等が挙げられる。

1)クラス担任制・実習担当者制

本学では、全学年においてクラス担任制を導入している。クラス担任(専任教員)は担当クラスの学生全員と面談を行い、精神的側面及び学業や生活全般に関して学生状況を把握することに努めている。精神面で支援が必要な学生に対しては、学生相談室担当者とも連携して学生支援に当たっている。

また、1年次から4年次において学年ごとに実施される種々の実習において、実習担当者(理学療法士の専任教員)が配置されている。実習担当者は、受け持ちの学生に対して、

実習前に全員に個別面談を行い、準備状況の確認と指導を行っている。不安を強く訴える学生に対しては、学生相談室担当者と連携し、支援に当たっている。更に、長期の実習中においても、実習施設を訪問し、実習先の臨床実習指導者との連携確認や学生との面談を行い、実習が円滑に進むように支援している。また、必要に応じて学生相談室との連携を取りつつ適宜支援を行っている。クラス担任、実習担当者、及び、学生相談室との連携によって、大学生活の全般においてきめ細かく学生支援を行っている。

2)大学事務局

学生課関連では、貸与奨学金や学生保険加入、通学定期の申請援助、休学・復学・退学等の学籍異動、在学生・卒業生の各種証明書発行、救急対応、学生生活サポート、学生相談室、保健室、ハラスメント問題窓口等の業務を行っている。経済的支援としては、奨学金給付だけでなく、やむを得ず休学することになった学生に対する支援として、複数の条件を満たした学生に対して救済制度を設けている。学生保険は、学生自身の傷害事故に加えて、実習先を含む24時間の賠償事故、更に実習中の感染症にかかわる接触感染等にも対応する医療・福祉系学生のために創られた補償制度である。保険加入によって安心して学生生活を送ることが可能となる。

教務課関連では、履修登録や履修相談、授業(公欠・休講・集中講義・補講等)、試験(定期試験・レポート)、学業成績管理、学生募集・入試広報(オープンキャンパス・入試説明会等)、入試、非常勤講師の対応等を行っている。

総務課関連では、学生個人ロッカー、パソコン及びネットワークの利用とサポート、学費の納付、学内遺失物や拾得物の管理等の業務、及び、情報処理室、学生自習室、学生控室、キャリア支援室、図書館、体育館・運動場、駐輪場・駐車場、講堂、保安室等の施設管理を行っている。また、本学は学内全面禁煙であるため、適宜学内を見回り、学生指導及び学内美化に努めている。その他、学生の管理・運営に関することを行っている。

3)学生向け研修会等の開催

昨今、大学生が巻き込まれる事件が後を絶たず、本学としても強い危機感を抱いている。こうした状況を踏まえ、大学生が特に注意すべき犯罪について注意喚起を行うため、研修会を実施している。2025年度は「大学生が巻き込まれる犯罪について」をテーマに、茨木警察署生活安全課防犯保安係の協力を得て研修を実施した。当日は、SNSを悪用した詐欺やいわゆる闇バイトなど、身近で発生している事例について講演いただき、学生の防犯意識の向上につながる機会となった。

4)学生相談室

学生の心理的支援に関しては主として学生相談室が担っている。本学においては、学生は他の学生の目を余り気にすることなく来談することが可能な場所に相談室を設置している。相談室内は明るく、グループで来談することも可能なようにスペースをゆったりとっている。また、悩みを抱えた学生が第3者へ安心して相談できるよう、カウンセリング業務は外部の専門家が担当している。しかし、相談室の開室時間が限られているため、心理学を専門とする専任教員が相談する時間も加えて設けている。さらに、学生から急を要す

る相談があった場合は、相談室開室時間だけでなく、クラス担任を始めとして専任教員全員がいつでも2人体制で相談を受けることとしている。

5)保健室

学生の心身の健康を支援する部署として、保健室を設置している。学内における急を要する事態には大学事務職員、専任教員が直ちに対応することとしている。具体的には学内における怪我や急病、体調不良時の救護を行い、体調不良の学生の心身の症状に応じて保護者への連絡や学生相談室と連携をとっている。緊急の場合は近隣の医療機関等への受診アドバイス、救急搬送の処置を行う等、救急マニュアルに基づいた対応・処置を行っている。

6)ハラスメント窓口

本学ではハラスメントの防止に取り組んでいる。本学の学生・教職員全てがお互いの人権を尊重し、信頼できる人間関係を築き、快適な教育・研究・就労環境を築くために、ハラスメント防止ガイドラインを定めている。ハラスメントの窓口は専任教員と大学事務職員であり、窓口担当者のメールアドレスが学内掲示板にて周知されており、いつでも相談できる体制を整えている。以上についてはハラスメント委員会の教員が前期オリエンテーション時に学生に説明を行っている。ハラスメント問題は学内に限らず、実習先でのハラスメントも含め、学生が安定して大学生活を継続できるために、学内外のハラスメント防止・解決に向けて、相談、調査、調停を実施している。

7)休学者支援

本学では、2018度より、諸般の事情によりやむなく休学することになった学生を支援するために、学業への意欲、その他、複数の条件を満たした学生を対象として、本学独自の休学時授業料返還等に関する支援を行岡病院との連携を図って行っている。このことにより、休学中も入学当初の初心を忘れることなく復学へのモチベーションを高めることができることに寄与している。

（5）学修環境の整備

① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は茨木市総持寺キャンパスの講義棟及び研究棟、講堂棟からなる。講義棟は教室での座学講義で使用している。研究棟は研究室と実技をともなう授業で使用する実習室からなる。講堂は入学式や卒業式等の式典等で主に使用している。また、講義棟 6 階には体育館があり、校舎の外にはグラウンドを有している。

1）校地・校舎

校地面積、校舎面積はデータ編の共通基礎に記載の通りであり、いずれも大学設置基準上の面積を満たしている。キャンパスは月曜～土曜日まで午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分まで自由に利用できる。

2）教室等

教室等については、データ編の共通基礎に記載の通りである。

授業に対しては、講義棟に 1 学年全体（定員 80 人）が収容可能な教室が 8 室、ゼミ等の少人数で使用する演習室が 3 室あり、同時間帯での全学年の講義には十分対応可能である。講義棟の教室や演習室は、学生の自主的な学習等にも多用されている。実習室は研究棟の 1 階に身体機能実験室、基礎医学実験室、日常生活活動実習室、水治療法実習室があり、研究棟の 2 階に治療・評価実習室、機能訓練室、義肢装具実習室がある。実技、実演を効果的に取り入れる必要がある講義、演習は、各種実習室で 1 学年を 2 クラスに分けて実施しており、1 クラス(40 人）に必要な設備は整っている。治療・評価実習室、機能訓練室の実習室については正課の授業で使用するのみならず、学生の自主的なグループ学習等にも多用されている。

また、実習室については理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた実習機器、用具を完備している。教育・研究用機器、器具等についても学部教育に必要な設備が整っている。身体機能実習室に設置されている 3 次元動作解析装置、筋電図、等速性筋力測定器、心電図等は、「臨床運動学演習」、「生理学実習」「理学療法学研究」などの授業を中心に積極的に活用している。

3）研究室

教員研究室については、データ編の共通基礎に記載の通りである。

教授、准教授用の個室が 18 室、講師、助教用の共同研究室が 2 室ある。個人研究室は研究棟に配置されているため静穏な研究環境が確保できている。また、教員の研究室は 2、3 階にあり、学生にも入りやすい環境にしており、質問等が行いやすいようにしている。ほかにも研究棟の 2、3 階に共同研究室が 2 部屋あり、学生との面談スペースを設けており、教員と学生のコミュニケーションが図れる環境が整えられている。

4）設備

すべての教室にはプロジェクターによる映像機器や音響設備が整備されている。「402 教室」は 100 人以上が収容可能な教室であるため、映像を見やすくするため、スクリーンを教室前方の左右に 2 か所に整備している。また、各実習室には理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた設備、備品を完備している。

5）情報処理室

学生は情報処理室のコンピューター端末(46 台)を月曜～土曜日まで午前 9 時から午後 7 時 30 分まで自由に利用できる。また、時間外校舎願を申請し、受理されれば午後 9 時まで利用できる。

6）自習室（ふくろう部屋）

自習室は 49 台机が整備されており、月曜～土曜日まで午前 9 時から午後 7 時 30 分まで自由に利用できる。自習室も時間外校舎願を申請すれば午後 9 時まで利用で

きる。

7）運動施設

運動施設として体育館、グラウンドを設置している。体育館は講義棟の 6 階に設置されているため、月曜～土曜日の午後 12 時 10 分から 13 時まで、午後 4 時 20 分から午後 6 時までは学生課に申請すれば自由に利用できる。また、教育課程では 1 年次の前期に開講されている「健康スポーツ科学」にて体育館を使用している。学生のサークル等の課外活動においても体育館、グラウンドを利用している。

8）その他

学生には講義棟の 5 階に男子更衣室と女子更衣室を準備しており、更衣室内に個人ロッカーを全員に供与している。学生ラウンジは 1 階の研究棟と講義棟の間に設置されている。また、学生全員にメールアドレスを供与しており、授業課題の提出や連絡手段等に利用している。

学内情報ネットワークについては、講義棟の 3、4、5 階で無線 LAN 環境の整備をしている。授業時にタブレットを貸し出し、授業のスライドをタブレットで確認できるようにしている。また、タブレットには 3 次元的な視点で学習することが可能な解剖学のアプリが入っており、授業だけではなく、自己学習時にもタブレットを貸し出し使用している。

② 図書館の有効活用

図書館は、講義棟の 1 階に設置しており、蔵書 16,126 冊、学術雑誌 35 種、電子書籍 270 冊、電子ジャーナル 2 種、視聴覚資料 320 点、二次利用データーベース 2 種を所蔵している。館内は検索、閲覧、複写が効率的且つ快適に行えるように図書・備品が配備されている。閲覧座席数は 51 席で、書庫の収容能力は約 40,000 冊である。また、コンピューター端末を 5 台整備しており、2 台は図書の蔵書検索に利用でき、残りの 3 台はネットワークにアクセスできる環境が整っている。複写に関しては、学生一般利用のためコピー機 1 台、数人程度で使用できる共同研究・学習用の長机が 6 台、視聴覚資料閲覧のためのＡＶ(音響・映像機器)ブースが 2 席設置されている。

開館時間は月曜～土曜日まで午前 9 時から午後 7 時 30 分まで自由に利用できる。年間開館日数は 263 日で、利用者数は一日平均 5.3 人、年間総利用者数は 1399 人であった(2025 年 4 月～8 年 2 月)。電子ジャーナルと二次利用データーベースは学内ネットワークを経由して全教職員、全学生が利用できる。館外貸出は、学生 5 冊まで(期限 2 週間)、教員 10 冊まで(期限 4 週間)となっている。

図書の新規購入については、教職員の推薦と学生の要望をもとに行われている。本学図書館は、図書委員長及び図書委員 1 人、図書館職員 1 人によって管理され、運営は図書委員会によって行われている。

新入生への図書館オリエンテーションは、4 月入学時期にクラス単位で教職員が館内を案内するツアー形式で行い、授業開始に伴う学生の積極的図書館利用を促して

いる。

学外図書館間相互貸借サービスも行っており、11 件の利用があった。

③ 施設・設備の安全性・利便性

玄関を1階と2階の2か所に配備しており、1階の玄関はバリアフリーに対応している。また、校舎内にはスロープや手すりが整備されている。エレベーターは2基あり、そのうちの1基は車いすを利用される方でも問題なく使用できるようにエレベーター内に鏡が設置されている。また、車いす等でも使用できるトイレは講義棟の1階に1箇所配備されている。

2階、3階の研究棟と講義棟を結んでいる渡り廊下のドアに僅かな段差(2㎝)が存在しているので、車いす等での移動は介助が必要な場合がある。その他、講義棟と研究棟はともにバリアフリーである。また、建物や設備の安全性に関しては、平成3年の建設時には新耐震基準に対応した校舎となっており、建物全体の安全性を確保している。

（6）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は小規模大学である特性を活かし、学生個々に様々な対応ができる体制を充実させている。特にクラス担任制はじめ、2024 年度からは学生相談室、学習支援室の体制整備を刷新した。その結果、2024、2025 年度学生満足度調査の「学生生活で困ったときに相談できる体制が整っている」という質問に対して、約 6 割が「とても当てはまる、当てはまる」と回答しており、2023 年度は「とても当てはまる、当てはまる」と回答したのは約 1 割であり、大幅な改善が認められている。「教員は学習支援や学生生活について親身になって考えてくれる」という質問に対しても 2023 年度は約 6 割が「とても当てはまる、当てはまる」と回答しており、2024、2025 年度は約 7 割が「とても当てはまる、当てはまる」と回答し、1 割の向上を認めている。学生を取り巻く背景が複雑化してきた近年、学生個々にどう対応していくかを明確にして実績をつくっていくことが小規模大学の強みであるため、さらにこの体制を充実させていく。

（7）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

2023 年、2024 年度の学生満足度調査より、キャリア支援室を「全く利用していない」という回答が約 7～8 割であり、キャリア支援室利用の促進が課題であった。2025 年度の回答においても約 7 割が利用しておらず継続の課題である。また本学は学内販売店、食堂が無いため、これも学生満足度調査より、設置を望む回答が約 7 割であり、学生サービスとして不足している部分である。

（8）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

キャリア支援室の利用促進に関しては、昨年度、設置場所の案内掲示を分かりやすくする工夫はしたが改善に至っていない。今年度の改善策として 1 点目はデジタルサイネージによるキャリア支援室の案内を強化する。2 点目は昨年度に続き低学年からキャリアに関する意識を高め、卒業までに希望の進路先を決定するプロセスの周知を徹底する。その核となる情報源がキャリア支援室にあることを各学年で啓蒙し、利用の促進を図る。

学内販売店や食堂に関しては、小規模大学であるが故に食堂業者の設置が難しく、現在まではキッチンカーなどを呼び込み対応していた。しかし、学生からは値段が高いためキッチンカーでの食事は食堂設置の代わりを成していないとの声があがっている。割安な弁当販売店に出張販売を依頼することを進めていく。

4. 教育課程

（1）単位認定、卒業認定、修了認定

① ディプロマ・ポリシ-の策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、教授会審議により策定されており、学則第 1 条に定めた使命・目的に従い「理学療法士としての柔軟な対応」「理学療法を実践するために、基本的知識」と掲げており、学内外への周知としては大学ホームページや大学案内、キャンパスガイド及び入学試験要項に掲載しており、オープンキャンパスや進学相談会、高校訪問等を様々な機会を通じ周知に努めている。

〔ディプロマ・ポリシー〕

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

教育理念・教育目標を達成すべく、以下のような能力を身につけ学士（理学療法学）の学位を授与するものとする。

1.社会の理解とコミュニケーション能力

1)めまぐるしく変化する現代社会や疾病構造の変化への理解に努め、理学療法士としての柔軟な対応を思考できる力。

2)対象者・家族はもとより協同する多職種の仲間を含めて、性別や年齢、障害の程度、文化などを鑑みて円滑な人間関係を構築する基本能力と強調する力。

2.高い専門知識と技術力

1)基本的理学療法を実践するために、人体の構造や機能、疾患や障害の理解、検査法と検査値の解釈、安全かつ効果的な治療手段などの基本的知識を活用する。

2)基本的理学療法を実践するために、治療目標や基本的なプログラムを立案する思考力を身につけ、基本的な評価および治療を安全かつ効果的に実施することができる。

3.学問・臨床研究への探究心および正しい倫理観

1)卒業後も研究活動を行う探求心を継続して養うことができる。

2)高い倫理観を持ち、医療・健康に従事する者としての態度を身につける。

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を策定し「シラバス」「キャンパスガイド」で公表している。なお、本学は大学院を設置していないので、修了基準は設けていない。また、進級基準については、2024 年度履修規程改正に伴い留年制を廃止ししたため、現在は設けていない。

〔単位認定基準〕

シラバスには授業科目ごとの「成績評価」欄に評価方法を明記し、また、学修の評価はキャンパスガイドにおいて周知している。A(100～90 点)、B(89～80 点)、C(79～70 点)、D(69～60 点)、E(59～50 点)、F(49～0 点)とし、A・B・C・D を合格としている。

また、本学では「履修規程」第 14 条により成績評価（GP(Grade Point)）も定めており学生の学修意欲を高めるとともに、教員による適切な学修指導に役立てている。

〔卒業認定基準〕
卒業認定基準は学則第 35 条に「本学に 4 年以上在学し、授業科目を履修し卒業に必要な単位を修得した修得した者」と定めている。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに基づき設定され、各授業科目はディプロマ・ポリシーを踏まえている。したがって、本学の卒業認定がディプロマ・ポリシーに基づいて行われていると言える。

（2）教育課程及び教授方法

① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、教授会審議により策定されており、学則第 1 条に定めた使命・目的に従い「地域医療の発展に貢献できる社会人として必要な知識・技能を修得」を掲げており、学内外への周知としては大学ホームページや大学案内、キャンパスガイド及び入学試験要項に掲載しており、オープンキャンパスや進学相談会、高校訪問等を様々な機会を通じ周知に努めている。

〔カリキュラム・ポリシー〕

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方法）

本学では、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、現代社会の問題に立ち向かい地域医療の発展に貢献できる社会人として必要な知識・技能を修得するため「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の科目群から、次のような方針に従い教育課程を編成し、実施する。

1.「教養教育科目」では適応力豊かな人材育成のため、コミュニケーション能力や社会情勢など、幅広い教養の修得を目的とした科目を置く
2.「専門教育科目」では、医療人としての基礎能力の修得から理学療法士としての臨床能力の修得へと、段階的につながる科目を置く
3.「専門科目」では、確かな知識と技術を身につけ、向学心や探究心を高めるため、演習や実習などの医療現場にも役立つ実践的かつ能動的な学習形態の科目を置く。

② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は、ディプロマ・ポリシーにおける「社会の理解」「コミュニケーション能力の獲得」「専門知識の獲得」「専門技術の獲得」「探求心及び倫理観の育成」に関連する科目を配置している。「社会の理解」に関連する科目として「教育学」「臨床教育学」や「法学」など、「コミュニケーション能力の獲得」に関連する科目として「心理学」「人間関係学」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「キャリアセミナー」など、「専門知識の獲得」に関連する科目として「運動器系解剖学」や「運動学」、「専門技術の獲得」に関連する科目として「解剖学実習」や「生理学実習」、「探求心及び倫理観の育成」に関連する科目として「理学療法研究」や「総括セミナーⅠ・Ⅱ」などの科目が該当する。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を学生へ周知するために、シラバスには「カリキュラムマップ～授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性～」を

掲載している。

③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーでは、『「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の科目群から、次のような方針に従い教育課程を編成し、実施する。』となっており、履修規程中の「教育課程の概要」からもその体系的な編成はわかる。

〔教育課程の概要〕

科目区分	内　容
教養教育科目	「心と身体の理解」「コミュニケーションと情報の理解」「科学と社会環境の理解」の区分を設け科目を配置
専門基礎科目	「人体の構造と機能」「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」「保健医療とリハビリテーション」の区分を設け科目を配置
専門科目	「基礎理学療法」「障害の評価」「理学療法各論」「臨床実習」の区分を設け科目を配置

また、本学は理学療法士の育成を行っていることから、カリキュラムには「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（文部科学省・厚生労働省令）」に基づく教育内容・単位数を満たしたうえでのカリキュラム編成となっている。学生への理解に向けシラバスも毎年改変している。

④ 教養教育の実施

教養教育科目では、「心と身体の理解」に関連する科目、「コミュニケーションと情報の理解」に関連する科目、「科学と社会環境の理解」に関連する科目に分類し、必修および選択科目を通じて科目を配当している。「健康スポーツ科学」や「心の健康と運動」などの科目において「心と身体の理解」の教養を高め、「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「キャリアセミナー」などの科目において「コミュニケーションと情報の理解」の教養を高め、「社会福祉学」や「公衆衛生学」などの科目において「科学と社会環境の理解」の教養を高めている。また、教養教育科目を通じてコミュニケーション能力を高め、社会人・医療人として必要な言動および行動についての教養を養っている。

⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

教育方法の工夫・実施については、座学で教科書を主体とした授業展開だけでなく多角的に実施している。いくつかの科目の事例を記載する。

・キャリアセミナー

キャリアセミナーは、1 年生を対象とした通年科目である。教育方法の工夫としては、前期で福祉機器展の見学を実施している。また、後期では行岡病院の半日実習を体験させ現場における理学療法士の働きをみて職業を再認識させ、意欲向上に努めている。

・理学療法学総合演習Ⅱ

理学療法学総合演習Ⅱは3年生後期を対象とした科目である。理学療法学総合演習Ⅱでは各障害における理学療法の知識および技術、治療プログラムの立案する能力の向上を目的として座学を 11 コマ設けている。座学においても1コマあたり分野・領域に絞るのではなく、整形外科疾患の大腿骨転子部骨折の病態理解と評価、変形膝関節症の疼痛評価などから中枢神経障害の片麻痺や小脳失調の評価、神経難病まで幅広く実施している。講義の内容においても臨床推論の向上を目的として、グループディスカッションなどアクティブラーニングの要素を取り入れている。

また、後半には行岡病院での半日実習を体験させ、半日実習の体験後には感想文、臨床現場における理学療法士の働き（記載方法はSOAP）を課題とし計15コマとしている。

・医学英語・英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ

1年生と2年生には、アクティブラーニングの一環として英語と日本語を織り交ぜながら学生に劇を発表させ英語を身近に感じてもらえるように取り組んでいる。また、2 年生は健康と医療について英語でプレゼンテーションを実施するように取り組んでいる。聴講している学生にも内容の理解を促すために学生のプレゼンテーションを聴講している学生に評価してもらうように実施している。

（3）学修成果の把握・評価

① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

学修成果は、各科目において中間試験および期末試験、レポート課題等を実施し、評定をしている。試験の点数、判定、GPA（グレードポイントアベレージ）を採用している。評価方法は100点～90点をA判定およびGP4.3、89点～80点をB判定およびGP4、79点～70点をC判定およびGP3、69点～60点をD判定およびGP2、59点～50点をE判定およびGP1、49点～0点をF判定およびGP0として評価している。

各科目の評定は教務委員会で資料を作成し、教授会に報告されている。本学では、GPAの結果を理学療法研究におけるゼミ担当教員の配置や卒業式における各種の表彰などに活用している。

② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学生には各学期末に各科目の点数・判定・GPA を記載した成績通知書を配布している。また、成績通知書は学生の保護者にも送付している。学生面談においても成績状況を踏まえて学習方法を指導している。

（4）成果が出ている取組み、特色ある取組み

中間試験の実施科目を増やすことや再試験対象者に対して補講を実施することで学力向上および単位取得の促進、不合格者数の減少につながる取り組みを実施している。

国家試験対策の必修科目である4年「総括セミナーⅠ・Ⅱ」の取り組みとして、理学療法士国家試験過去問を改変した中間試験および期末試験を実施することで、専門用語の理解や各選択肢の正誤の根拠の理解を指導している。全体の取り組みに加えて、国家試験模擬試験成績に応じた課題を課している。その他、個別面談を実施して勉強方法の指導や口頭試問を実施することで学生の理解度を高める工夫を実践している。

本学の国家試験合格率（新卒）が 2024 年度 100%になったことはその成果の１つと考えている。

退学に至った学生の試験結果の特徴を見出し､ゼミでの学習支援内容を検討できている。

（5）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

課題は、2025 年度の 4 年前期総括セミナーⅠの不合格者が 8 人、4 年後期総括セミナーⅡの不合格者が 4 人おり合格水準に到達しない学生が一定割合いることである。

（6）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後の取り組みとして、2025 年度から国家試験模擬試験を実施した日に解答解説資料を配布して、復習する時間を設けている。模擬試験の間違えた問題や理解が不十分であった問題を試験後、すぐに復習する機会を設けることで学生の理解度を高める取り組みを実践している。

１年生から国家試験を意識して学習をすること、多くの学生が苦手とする基礎医学科目を克服するために、ゼミとして国家試験対策の実施を始めている。また、中間試験を取り入れ学習の効率化に取り組んでいる。

2026 年度以降の入学生を対象とした新カリキュラムを作成し、2 年前期配当の「解剖生理Ⅰ（1 単位)」、2 年後期配当の「解剖生理Ⅱ（1 単位)」、3 年前期配当の「総括セミナーⅠ（1 単位)」、3 年後期配当の「総括セミナーⅡ（1 単位)」の 4 科目を新設して学力の向上に取り組んでいく。

5. 教員・職員

（1）教育研究活動のための管理運営の機能性

① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は学長候補者選考規程に基づき選考をしており、理事会の承認の上、理事長からの任命となる。選任された学長は、大学での教育・研究に関しての最高責任者として教職員全体を総括しており、学内において教学マネジメントを行い、教育課程の正課教育及び正課外教育等に関して適切なリーダーシップを確立している。

さらに学長の役割は教授会を総括し、学内のカリキュラム編成やシラバスの作成等について適切な判断を行っている。

なお、学生の退学や休学の扱いについては、教授会における学生委員会からの報告を受けた上、最終的な決定を行っている。退学者については、その決定に至るまでの経緯を担任等から報告に基づいて判断しており、教員と学生の間の関わり方を通して、できるだけ退学者を出さないように、大学としての出来得る対応を進めている。

② 権限の適切な分散と責任の明確化

学内に委員会を設置し、学長のリーダーシップのもと、それぞれの委員会の運営を行っている。その委員会では以下に記載のとおり、学生教育に係る様々な課題を検討・審議した結果を、教授会（1 ヶ月に 1 回の開催）に諮り、教授会ではこれらの事案について審議を行い、その結果を学長に諮り、学長の判断によって決定する、といった体制を整えており、権限の適切な分散及び責任の明確化を図っている。

学内の主な委員会における主要な検討事項は次のとおりである。

1)教務委員会

・教育課程及び科目編成の検討
・授業科目の履修に関する事項
・科目履修生に関する事項　等

学生の履修に関しては慎重にその取扱いを行っている。

2)学生委員会

・学生の学籍に関しての事項（退学、留年等）
・学生の就職支援に関する事項
・学生の生活指導に関する事項　等

学籍に関しては退学・留年・休学などについての検討を行う。退学に関しては、一人でも退学者を少なくすることに重点を置き、出来る限り卒業まで在学するような指導を行っている。

3)企画委員会

・学内の研修会や講座の検討、企画に関する事項
・地域社会に向けた生涯教育の開催等に関する事項
・学生確保のための戦略的な広報活動に関する事項　等

特に茨木市との連携を強化しており、現在では健康プロジェクトの一環として、「創作ダンス　ズンバ」の講座を本学体育館で週 1 回定期的に開催しており、地域の住民の健康保持のための活動を推進している。

また、茨木市とのプラットフォーム会議にも出席し、茨木市及び地域の大学との連携を図っている。

4)臨床実習委員会

・臨床実習計画及び臨床実習施設確保に関する事項
・臨床実習教育の目的や目標などに関する事項
・臨床実習における事故対策に関する事項　等

臨床実習計画の段階で、実習先との打ち合わせを通して、学生の臨床実習における支障がないような計画を立てている。

5)入試委員会

・入学者選抜に関する事項及び実施計画案
・入学試験実施要綱に関する事項　等

入学者選抜については、アドミッション・ポリシーを基本にした上、入学試験に関する実施要綱（日程、科目など）の検討と立案を行う。

6)FD 委員会

・FD 研修会の企画・立案に関する事項
・教員の授業改善や見直しに関する事項
・学生の授業評価の実施運営に関する事項　等

教員の質的向上を図ることを目的とし､授業内容の評価及び改善についての検討を行い、学生にとってより質の高い授業を目指すことを目標とする。

7)図書委員会

・図書館の運営、管理、サービスなどに関する事項
・適切な図書選定に関する事項　等

学生の学習内容をより充実させるための必要な図書の検討を行う。

8)倫理委員会

・研究実施計画に関する倫理的観点からの審査
・研究等の対象となる人権の擁護

研究を行う際に、個人の尊厳や人権尊重などの倫理的配慮がなされているかの審査を行う。

③　職員の配置と役割の明確化

大学事務局においては、2025 年度においては、図書館司書 1 人を含む計 5 人で、事務局の業務を担当した。

主な業務内容は次のとおりである。

・学生の奨学金等修学支援に関する事項
・学内の儀式その他諸行事に関する事項
・教育研究に関わる各種補助金の申請に関する事項
・学生の証明書等の発行に関する事項
・学業成績簿の作成及び管理に関する事項

また、事務職員の他に、学生の安全確保を目的として、登下校時に保安要員を 1 名配置している。

（2）教員の配置

① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

理学療法士の育成に必要な教育を行うために、専任教員として理学療法士を中心に採用し、その他に医師の有資格者の配置も行っている。教員の採用や昇格については、教員選考委員会において審議の上、教授会における審議を経て決定される。

教員の確保については、2024 年度は規定数 21 名に対し、21 名の在籍であった。

（内訳）教授 12 名、講師 6 名、助教 3 名、合計 21 名

この中で、以下の教員の退職等により、教員数の減少となった。

（内訳）教授 3 名、講師 3 名、助教 1 名、合計 7 名

その後、2025 年 4 月に講師 3 名を採用し、教員数 17 名で運用している。

（内訳）教授 9 名、准教授 3 名、講師 5 名、合計 17 名（昇格等を含む）

但し、教員の確保については、公募及び紹介等を通して確保に努めており、その他に現在名誉教授として 2 名の医師が授業を担当しており、学生教育上の支障を生じないように配慮している。

（3）教員・職員の研修・職能開発

① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 委員会において教育研修規程を設け、教員の教育研修の計画及び実施を行っている。

その 1 つとして教員の授業参観を前期及び後期に実施している。教員が互いに授業を見学することで、自らの授業方法・内容の改善とさらなる授業力の向上を目指している。2025 年度前期は、基礎医学及び今年度初めての授業担当者の授業を延べ 14 人の教員が参観した。後期は、全教員対象に 1・2 年対象の授業を公開し、15 人の教員が参観した。参観後は感想・意見として、授業の優れている点や改善の必要な点を共有し、以降の教育内容・方法などの改善に繋げている。

また、2025 年度の学内研修として、「交流分析」「リスクの理解と対策-情報セキュリティ-」を行った。学生との接し方や情報の取り扱いの研鑽を行った。

授業アンケートは前期及び後期終了後に集計・分析を行い、科目担当者への伝達し、改善報告書の提出をもとめ、教育内容や方法の改善に努めている。分析結果は学修支援委員会や教務委員会へも提供し、授業以外での支援に活用している。中間試験、国試対策(補講)、ゼミナールなどの実施に結びついている。

② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

自己点検・評価委員会からの依頼により、FD と SD を兼ねた研修を実施した。事務職員は業務の都合により参加しにくい状況である。

認証評価では、SD に関連する規則及び体制を整備と主体的な SD 研修活動の計画・検討を指摘され、2026 年度より改善を進める。

（4）研究支援

① 研究環境の整備と適切な管理運営

理学療法士養成のための教育機関として、教育関連機器も特別なものも多く、必要な機器は都度備品の購入を行っている。これにより、研究環境の整備を行い、また本学の教員は研究機器として終日自由に利用できる状態である。

週に 1 度の研究日を設け、教員の教育研究活動を支援している。また、図書館には蔵書

および雑誌類の購入が定期的に行われており、教育研究活動の充実を図っている。

常勤理学療法士教員の研究日の管理については、学生の授業ならびに学習支援の妨げにならないよう、一定の曜日に教員の不在が重ならない配置を行っている。

② 研究倫理の確立と厳正な運用

「研究活動における不正行為防止及び不正行為への対応に関する規程」、および「倫理委員会」を設置し、教職員、学生が研究責任者として行おうとする研究計画について審査を行うシステムを有している。また、研究活動における不正行為防止の観点から、昨年度は日本学術振興回の「研究倫理 e-learning コース」にての研修を行った。

③ 研究活動への資源の配分

専任教員の研究の経済的支援策として、大学における研究費を予算化し、研究活動の支援を行っている。具体的には次のように個人研究費として年間の研究費を規定している。教授：年 30 万円、准教授：年 25 万円、講師：年 25 万円、助教：年 10 万円である。個人研究費の運用に関しては「研究費取扱要項」を策定し、この規定に従って行っている。またこの研究費の運用範囲は、学会等の出張旅費、研究に必要な教具・備品、図書の購入などとなっており、教員の研究活動についての支援を行っている。

また、科学研究費をはじめとする外部資金の確保については、事務担当者を通じ、情報収集と情報発信および資金管理が行われている。

（5）成果が出ている取組み、特色ある取組み

小規模大学ながら、教員は外部資金獲得研究を行っている。研究費の配分があることで学術活動も積極的に行え、新しい知見を学生教育に活かすことができている。

少人数制を生かし、学生とのコミュニケーションを強化し、学習支援、就職活動や国家試験合格に向けての学生に対する個別支援が行えている。

（6）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

個々に研究活動は行われているが､授業や学務に割かれている時間は教員により異なり、研究活動に使える時間配分については公平ではない部分がある。また、研究結果の共有の機会が作られていないことは課題である。

教員の教育力向上については、FD 委員会を中心に、現代の学生気質の理解や新しい教授方法の習得などの機会を増やす試みが行われている。

研究倫理に関する研修活動は、昨年度実施できておらず、2026 年度の課題である。

専任教員の教員数に関しては、2025 年度には大学設置基準を満たしていないことを学部調査機関からも指摘を受けている。十分な教育・研究活動時間の確保のためにも、その確保は 2026 年度の急務である。

大学職員数についても、外部調査機関から充実が必要性を参考意見として述べられており、今後の課題である。

（7）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

個々の研究活動時間については、教務委員会の授業数の調整等により、確保に関して改善が図られている。教育・研究活動以外の業務時間については、業務の効率化と教職員館の連携による改善を実施する必要がある。

研究倫理に関する研修を 2026 年度中に実施する。

また、専任教員の確保については、引き続き一般公募及び紹介等を通じての確保を進めており、教員数の確保を行う予定である。

６．経営・管理と財務

（1）経営の規律と誠実性

①　経営の規律と誠実性の維持

学則において「本学は教育基本法及び学校教育法に従い、広い分野の知識と深く専門の学術を教授探求するとともに、医療の専門教育を行う。」と記載しており、学校経営に関してもこの基本の精神に基づいて誠実な経営を行っており、経営の規律を保った組織として運営している。

学生に対しては３つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を基本として教育に携わっており、本学の教職員にはこれらに加えて、常に健康に留意し、明朗且つ節度のある勤務態度で学生に接することなどを徹底することにより、教員及び職員の規律と誠実性の維持を行っている。

②　環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の一環として、学内においては、これまでにエアコン機器の改修工事をはじめ、照明器具については LED 照明への切替工事などを実施した。また、令和 7 年度においては、老朽化によるトイレの状況を改善するため、全館のトイレの改修工事を実施し、学生に対して一層の環境保全を実施した。

人権への配慮の説明として、学生に対しキャンパスガイドにハラスメントに関する内容を記載しており、人権意識の向上を目指している。また、「ハラスメント防止及び対策委員会」の規程を設定し、ハラスメント防止について務めるとともに、人権に対する意識向上を目標としている。教職員についても同様に、上記のハラスメント防止規程の配布を行い、人権意識の徹底を図っている。

（2）理事会の機能

①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の理事会は、法人における最高意思決定機関として位置付けており、理事会を構成する理事全員が学校法人の運営に責任をもってあたっている。

具体的な審議事項としては、次の項目があげられる。

・予算案及び決算の審議と承認
・法人全体の管理運営
・各学校の学則及び諸規定の改廃及び変更
・その他法人における重要事項の審議

②　使命・目的の達成への継続的努力

学園における使命として、優れた医療技術者として学生を育てることがあげられ、これに基づいて理事会の運営を行っている。なお、私学法改正に伴い、平成 7 年 4 月からの寄附行為変更においては、理事の人数も 6 人～8 人と規定し、さらに理事選任機関を設けて理事の選任についてより厳格に行うように変更した。

理事会においては、さまざまな事項の審議を行う際に、できるだけ現場の状況に沿った

内容で審議を行っている。また、監事 2 名については、1 名が公認会計士、もう 1 名が司法書士の 2 名で構成しており、監事は法人全体の運営状況や会計・財産の状況、法律的な立場からの意見を述べてもらうことにより、多角的な議論ができる状況となっている。

なお、毎会計年度においては、決算内容についての監査報告書を提出しており、適正に運営されている。

（3）法人の意思決定の円滑化

意思決定の円滑化においては、理事長である学長の出席がなされていることから、法人運営及び教学面おける意思決定の円滑化を図っている。

理事会おいては理事長を議長として運営し、教授会における議長は学長とした上で、学科長が代理で進行役を担っており、さらに教授会では法人本部から理事及び事務職員も出席し、大学と法人本部の間の意思疎通と連携を図り、法人意思決定の円滑化を行っているものである。

なお、大学の企画委員会において大学の教職員の他に副理事長も出席し、委員会等における企画立案の内容を教授会に諮り、教授会において審議の上、実行に移している。

（4）評議員会と監事のチェック機能

法人寄附行為（変更後）第 38 条第 2 項に記載のとおり、評議員会の果たす役割は主に次のように規定されており、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

1）予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
2）収益事業に関する重要事項
3）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄　等

評議員会には大学との関連として、学長の他に教授 2 人が就任しており、これによって大学と法人の本部との意思疎通を図り、大学と法人間の相互チェックを行っている。

また、監事に関しては法人寄附行為（変更後）第 29 条にその職務が記載されており、主な役割は次のとおりである。

1）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
2）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
3）理事会及び評議員会に出席して意見を述べること　等

監事はこのような職務を通して、学内の運営についてチェックを行い、また理事会、評議員会への出席を通して学内状況の把握を行っている。

（5）財務基盤と収支

①　財務基盤の確立

本学園においては、中長期計画に基づいた予算編成を行っており、同時に事業報告書の作成を行っている。

また、次年度の実習に必要な購入品の予算案として、各教員から在庫を確認の上、次年度の購入希望品等のリストを提出してもらい、必要なものを「次年度の実習消耗品」として計上し、必要な見積もりをとった上、購入品の購入を行っている。このような方法によ

り、無駄のない運営を行い、より健全な財務基盤の確立を目指している。

② 収支バランスの確保

少子化の影響により学生数の減少は避けられない現状においては、できるだけ支出を抑制することが必要であり、そのため前述のとおり無理や無駄のない支出をこころがけ、収支バランスの確保に努めている。また、収入源の一つとして安全な有価証券の運用に努めており、この結果、経常損益において利益を確保するに至っている。

今後も安全性を確保した上で、法人の自助努力として収入を確保することを行うことを目的として、収入源として安全確実な有価証券の運用を行う予定である。

③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

少子化が更に加速することが予測される中、本学においては収入の確保と経費の抑制に注力した上で、財務基盤を確保しており、現在ではこれまでの蓄積によって安定した財務基盤を構成しているものと判断する。

（6）会計

① 会計処理の適正な実施

会計処理について、本法人では「学校法人会計基準」に基づいて厳正な処理を行っており、その処理については監査法人の公認会計士による監査を受けている。これにより、会計処理については適正な処理を行っている。同時に税務関係処理に関しても、税理士による指導も受けており、会計及び税務の両面の処理を適切に行っている状況である。

監査法人の監査方針について、監事に対して監査法人から説明を行っており、その上で監査報告書の作成を行い、監事は毎年度の決算理事会及び評議員会において監事からの監査報告を行っている。

経理業務に関して、法人においては経理規程を作成し、会計処理を行うにあたっては同規程に沿って会計処理を行っている。また、学校法人会計基準の趣旨に基づいて、財務状況の実績を表示しているものである。

② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人においては、監査法人による「会計監査」も例年 10 月から実施しており、特に年度末の決算時期では経理課職員とともに、適切な会計処理がなされていることを確認し、決算報告を行うこととしている。

経理課においては、日々の現金の動きをチェックするため、「現金出納帳」を作成し、現金の流れを確実に把握し、現金有り高を正確に把握できる体制を整えている。

また、経理処理についての疑問がある場合には、監査法人とは別の公認会計士による指導も定期的に受けており、これらの体制整備により厳正な会計監査を実施している。

（7）成果が出ている取組み、特色ある取組み

財務バランスを確保するために、限られた学生納付金収入以外に、安全確実な有価証券の運用を並行して行っており、これによって経常利益の確保を行っている。また、休学中の学生に対しては、当該の休学期間中に行岡病院での勤務をすることにより、その間の給

与を支給し、同時に復学時には休学期間中の授業料を返還する、といった学生への経済的支援も行い、本学と行岡病院との連携による他にはない取り組みと判断している。

（8）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検を行うことによる課題として、理事会の役割の強化のため、理事会開催時期は年度の初めに開催日程を決めておくことが必要と判断される。

（9）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前項の課題を改善するため、あらかじめ理事会日程を決めて周知し、より効率的な理事会の運営を行うとともに、学内における諸課題に対しての対応を早期に行うこととする。

７．地域社会への貢献

（1）地域連携と社会貢献の意義及び方針

本学の教育は、本学の建学の精神である「協同」を基盤に、理学療法教育を通じて、広く地域、社会に貢献することを目的としている。中期的な計画においても、茨木市及び大阪府との地域連携を深める方針を示している。

（2）大学資源の地域に対しての社会連携と貢献

本学は、「茨木市と学校法人行岡保健衛生学園との連携協力に関する協定書」（2019 年締結）に基づき、同市実施の各種会議や共同研究、自治体主催のイベントへの参加をおこっている。茨木市主催の健康福祉フェアには毎年出展し、参加者の健康意識を高める取り組みを行っている。2025 年度においても体力測定、バランス機能評価、骨密度測定、自律神経測定を実施し、好評を得た。

また、大学独自の取り組みとして、大学が設置されている大阪府茨木市の健康福祉の向上に資することを目的として、現在毎週月曜午後に大学体育館を開放し、YUKIOKA 健康プロジェクト ZUMBA®フィットネス講座を開催し、毎回 20 名～30 名が参加されている。

（3）大学教育・研究を通じての社会連携

①社会活動

理学療法士教員の知識･技術を活かす取り組みとして､大阪府教育庁教職員室福利課　公立学校共済組合大阪支部が主宰する組合員(教職員)を対象とした「腰痛予防講座巡回講師派遣事業」に対して、本学の教員を講師として派遣し当該講座を開講している

その他にも、理学療法士教員の技術と知識を活用した社会貢献活動を実施している。

②高大連携

本学では、高大連携の取り組みとして、私立大阪高等学校との「大阪行岡医療大学と大阪高校との高大連携事業に関する協定書」（2023 年締結）に基づき、連携教育を実施している。現在は高校 1 年生から 3 年生までの参加希望者に、年 3 回の大学・高校双方での実技も交えた授業を実施する「CHOLA ゼミ」を行い、授業を通して障がいや理学療法への興味・関心を高め、理解を深めてもらう取り組みを行っている。

（3）成果が出ている取組み、特色ある取組み

茨木市との連携事業、その他社会貢献活動、高大連携ともに、現在の規模で行える大学の機能と特色を活かした取り組みは行えていると考える。

（4）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の取り組みへのアピールについては、課題があると考えている。理学療法への理解をさらに広げるためには、高校生や、さらに下の年代への本学及び本学の教育・研究へのアピールはさらに行っていくことが必要である。また、高大連携校が 1 校だけであることも課題である。

（5）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

高校訪問の機会を通じて、出前授業など、本学にできる貢献や教育活動についてアピールを実施し、高校との連携の強化を模索している。